平成２６年（フ）第１８３６号
東京都北区豊島７丁目18―３
債務者　岩田　瑞穂
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９０３号
東京都江戸川区東葛西８丁目37―１　第２ハイツ吉野101
債務者　鍋田　　晉
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９０５号
東京都豊島区千早２丁目38―16　第二末広荘102
債務者　西田　善紀
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４号
沖縄県沖縄市字古謝223番地４
債務者　伊舎堂民子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第８号
釧路市春日町７番365号　春日団地かえで365号室
債務者　佐藤　文紀
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
釧路市鶴ケ岱１丁目７番19号　パークサイドⅠ201号
債務者　平野　正和
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２７号
釧路市昭和南６丁目34番４号
債務者　佐藤　浪江
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
静岡県浜松市南区若林町2192番地の１　シャトル可美102
債務者　古橋　隆也
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目59番19号　ニューシティＫ202号
債務者　石川　和男
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３号
千葉県船橋市前原東３丁目２番４号
債務者　石岡アベリナこと　ＩＳＨＩＯＫＡ　ＡＶＥＬＩＮＡ　ＰＥＤＲＥＺＡ
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午前10時50分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
岡山市北区大崎259番地２
債務者　藤田　憲二
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１号
長野県佐久市茂田井3179番地５
債務者　脊黒　智哉
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１２０号
東京都小平市津田町３丁目24番22―206号
債務者　大内　和枝
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８３号
川崎市中原区上小田中６丁目44―14　メゾン中原102号、申立時の住所川崎市中原区上小田中６丁目23番30号　コーポラス荻原201
債務者　今井　雄俊
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係